

市街化区域の農地転用届出添付書類

	書類名	部数	備考
1	届出書	2	2通それぞれに印又は自筆。黒の消えないペンを使用のこと。本人又は行政書士等資格のある方。
2	土地全部登記事項証明書	2	提出の日からさかのぼって3ヶ月以内のもので内容が変更されていない法務局の証明があるもの。1部はコピー可。(権利者の住所が現住所と違う場合はそれがわかる住民票か戸籍附表を添付)
3	公図の写し	2	法務局のもの。(申請地を朱で囲み、周辺の登記地目、現況地目を記入してください)法務局の証明があるもの。1部はコピー可。
4	付近の見取り図	1	現場へ行けるもの。届出地を記入。
5	配置図(土地利用計画図)	2	敷地と道路の関係がわかるもの。(道路の種別・幅員・排水先等記入のこと) 建築物で2階建以上の場合は立面図も添付。
6	住民票抄本	1	譲受人(借人含む)が個人の場合(5条届出のみ)
7	法人登記事項証明書	1	譲受人(貸人含む)が法人の場合(5条届出のみ)
8	土地区画整理事業地内の土地	各1	仮換地証明書(原本)、仮換地の使用収益開始日の通知(原本)、土地区画整理法第76条の許可書(写しも可)
9	都市計画法第29条開発許可書(写し)	1	都市計画法第29条開発許可に該当の場合。面積1,000㎡以上で該当しない場合はその理由が分かる記述をすること。
10	宅地建物取引業者免許証(写し)	1	転用目的が宅地分譲の場合
11	遺産分割協議書等	1	相続未登記等の場合
12	委任状・確認書	1	行政書士に手続きを全権委任する場合
13	受理書受領等の委任状等	1	代理で受領される場合(家族含む)

※4条届出:本人が転用(農地以外の目的に)するとき。

※5条届出:本人以外に所有権・使用貸借権・賃貸借権の権利が移るとき。

※転用の理由等により上記以外の書類が必要となることがあります。(農地以外の目的に利用されている、造成されている等の場合は始末書が必要です。また、一時転用では、農地へ戻す計画書が必要となります。)

※事業規模が1,000㎡(実測)以上で開発の許可が必要な場合は、届出の時に開発の許可の写しが必要です。(5条届出のみ)

※開発では、過去3年以内の農地転用、地目変更は、開発面積として合算されます。

※転用の制限:小作のある土地

※添付部数2は正本に原本、控本に写しを添付してください。

行政書士法 抜粋

第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。(後略)

建築士法 抜粋

第二十条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、設計を行った場合においては、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。設計図書の一部を変更した場合も同様とする。